



芦屋市無電柱化推進計画

空・空・空 未来へ

平成30年10月

芦 屋 市

市長挨拶

近年頻発する地震や台風などの大規模災害では、電柱の倒壊により、停電だけでなく避難経路が絶たれ、救助や救援活動に支障が生じた事例が多くあります。阪神・淡路大震災を経験した本市としては、今後無電柱化を推進することで、より災害に強いまちづくりを進めてまいります。



また、日常生活においても、林立する電柱が歩行者や車いす利用者の通行を妨げるとともに、張り巡らせた電線が良好な都市景観を損ねています。無電柱化を推進することで、まちなみを整え、住みやすさとまちの魅力がより一層高まることを目指します。

更なる無電柱化の推進に向け、平成30年11月に「芦屋市無電柱化推進条例」を施行するとともに、無電柱化の推進をより具体化するために、国や県、関係事業者との連携を基に、市民の皆様の意見も踏まえ、「芦屋市無電柱化推進計画」を策定しました。

市民が誇れる国際文化住宅都市として、世界の人々が一度は訪れたいと思う「電柱・電線のないまち」を目指して取り組んでまいります。

平成30年（2018年）10月

芦屋市長 山中 健

芦屋市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5 月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものがあります。

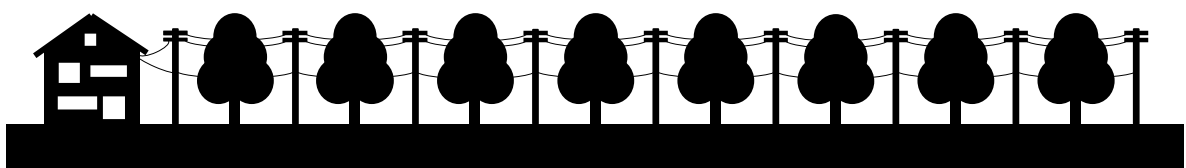
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目 次

(1) 無電柱化の目的と位置づけ	
1. はじめに	2
2. 無電柱化の意義と目的	3
3. 推進計画の目的と位置づけ	4
3-1 推進計画の目的	4
3-2 推進計画の位置づけ	5
(2) 整備の方針	
1. 無電柱化の仕組み	8
2. 無電柱化の課題	10
3. 既存道路における無電柱化	11
3-1 安全・安心な道路空間の構築	12
3-2 美しい景観の形成	15
3-3 にぎわいの創出	17
3-4 優先路線の選定	18
4. 道路の新設・拡張や面的整備に伴う無電柱化	19
5. 住民要望による無電柱化	19
(3) これまでの整備実績	
1. 芦屋市内の状況	22
2. 市道の無電柱化の実績	23
2-1 六麓荘地区	23
2-2 南芦屋浜地区	23
2-3 山手幹線	24
2-4 その他	24
(4) 整備計画	
1. 優先路線（市道）の評価	26
2. 優先路線（市道）の整備	28
2-1 短期目標路線	28
2-2 中期目標路線	29
3. 住民要望による無電柱化検討地区	29
4. 実施計画の作成	29

5. 市道以外の整備	30
6. 整備の進め方	30
7. 他の道路事業との一体的な整備	30
(5) 無電柱化の推進に向けた方策	
1. 無電柱化の推進策	32
1-1 市道における無電柱化	32
1-2 市道以外の道路の無電柱化	32
1-3 生活道路の無電柱化	33
1-4 電柱を増やさない取組	33
1-5 電線管理者への支援	34
1-6 宅地開発による無電柱化の推進	34
1-7 公共施設整備に併せた無電柱化の推進	34
1-8 占用料の見直し	35
1-9 市民への啓発	35
2. 無電柱化における課題と対応	36
2-1 河川・鉄道等との交差部の限定	36
2-2 非営利目的の電線類の取り扱い	36
2-3 電気・通信事業者の技術革新	37
2-4 地上機器の有効活用	37
2-5 工事の連携	37
2-6 財源の確保	37
(6) 計画の実現に向けて	
1. 推進体制	40
2. 評価・改善の仕組み	40
(7) 計画の概念	
1. 整備方針・整備計画の関連性	44
(8) 計画路線図	46
(9) 資料編	55

(1) 無電柱化の目的と位置づけ



(1) 無電柱化の目的と位置づけ

1. はじめに

戦後の日本では、急増する電力・通信需要に対応するため、多くの電柱が建てられてきました。その結果、林立する電柱や張り巡らせた電線が歩行者や車いす利用者の通行を妨げるとともに、良好な都市景観を損ねることとなっています。

また、昨今の大規模地震や台風などの自然災害では、電柱倒壊による道路閉塞等により、避難や救急活動に支障が生じたことから、無電柱化による防災機能の強化が必要であることが改めて認識されています。

こうした無電柱化を求める気運を受け、「無電柱化の推進に関する法律」が平成28年12月に定められ、無電柱化を推進する上での意義・目的・役割分担・責務等が明確に定められました。

本市においても、「無電柱化推進条例」を制定し、将来にわたり、本市が国際文化住宅都市として、良好な住環境を維持し、災害に強いまちとして継続して発展していくために、本計画を策定します。



上空を錯綜する電線（宮塚町）



地震で倒壊し、道路を塞ぐ電柱（津知町）

2. 無電柱化の意義と目的

日常生活を送るにあたって、電気は必要不可欠なものであり、インターネットの普及をはじめ通信の多様化により、街中の電線類は、増加の一途をたどっています。また、道路に立ち並ぶ電柱は、歩行者や車いすの通行の妨げになっているだけでなく、電線類と併せ、良好なまちなみの景観を阻害しています。

また、災害時に電柱の倒壊や電線が垂れ下がるなどの状態が発生すると危険なだけでなく、複数箇所でこのような状態となった場合には、道路交通網が機能しなくなる恐れがあります。

これらの問題も無電柱化を図ることで、市民にとっては、安全に、安心して生活できる環境が整備され、また、まちなみが整うことにより、芦屋市の魅力が増すこととなります。

これら無電柱化の意義を踏まえ、本市では、以下の3点を目的として無電柱化を推進します。

○都市防災機能の強化

平常時の消火・救助活動を円滑にし、災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに、電気や通信などのライフラインの安定供給を確保する。

○通行空間の安全性・快適性の向上

道路上の電柱をなくし、車両や歩行者だけでなく、誰もが安全で快適に移動できる道路空間を確保する。

○良好な都市景観の形成

視線をさえぎり景観の阻害要素となっている電柱や電線をなくし、都市景観の向上を図る。

上記の3点を目的として、「電柱・電線のないまち」を目指して、国や県、関係事業者と連携し、無電柱化に取り組みます。

3. 推進計画の目的と位置づけ

3-1 推進計画の目的

本市では、「電柱・電線のないまち」を目標にし、継続して無電柱化に取り組むため、無電柱化推進計画を策定します。

本市における無電柱化は、民間による宅地開発時に行われた埋設ケーブルによる電気・通信の供給（六麓荘地区）に始まり、公共による宅地開発事業（南芦屋浜地区・松韻の街）や街路事業（山手幹線・川西線）、市街地再開発事業・土地区画整理事業において整備が行われ、市道の無電柱化率は14.0%（平成30年4月現在）となっています。（別図-1参照）

しかしながら、目標である「電柱・電線のないまち」を実現させるには、多額の費用と時間を要します。限られた予算の中で、計画的かつ効果的に事業を推進するためには、対象路線に優先順位を設け、整備を行う必要があります。

以上のことから、本推進計画では、無電柱化を進めるうえでの整備方針を定めます。整備方針に沿った優先順位を設け、短期目標路線（10年以内に着手する路線）及び中期目標路線（10～20年先に着手を目指す路線）を明らかにすることで、市民の理解・協力を得ながら、電気・通信事業者や地下埋設物管理者との連携を図り、より円滑な無電柱化の推進につなげます。



芦屋川特別景観地区（公光町・川西町）

3-2 推進計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「第4次芦屋市総合計画」、まちづくりの基本方針である「都市計画マスタープラン」のほか、人口減少対策として魅力あるまちづくりに取り組むための「芦屋市創生総合戦略」や公共施設の維持管理を計画的に行っていくための「芦屋市公共施設等総合管理計画」との整合を図り、関連する「芦屋市地域防災計画」や「芦屋市景観形成基本計画」などの分野別計画を踏まえた計画とします。(図-1 参照)

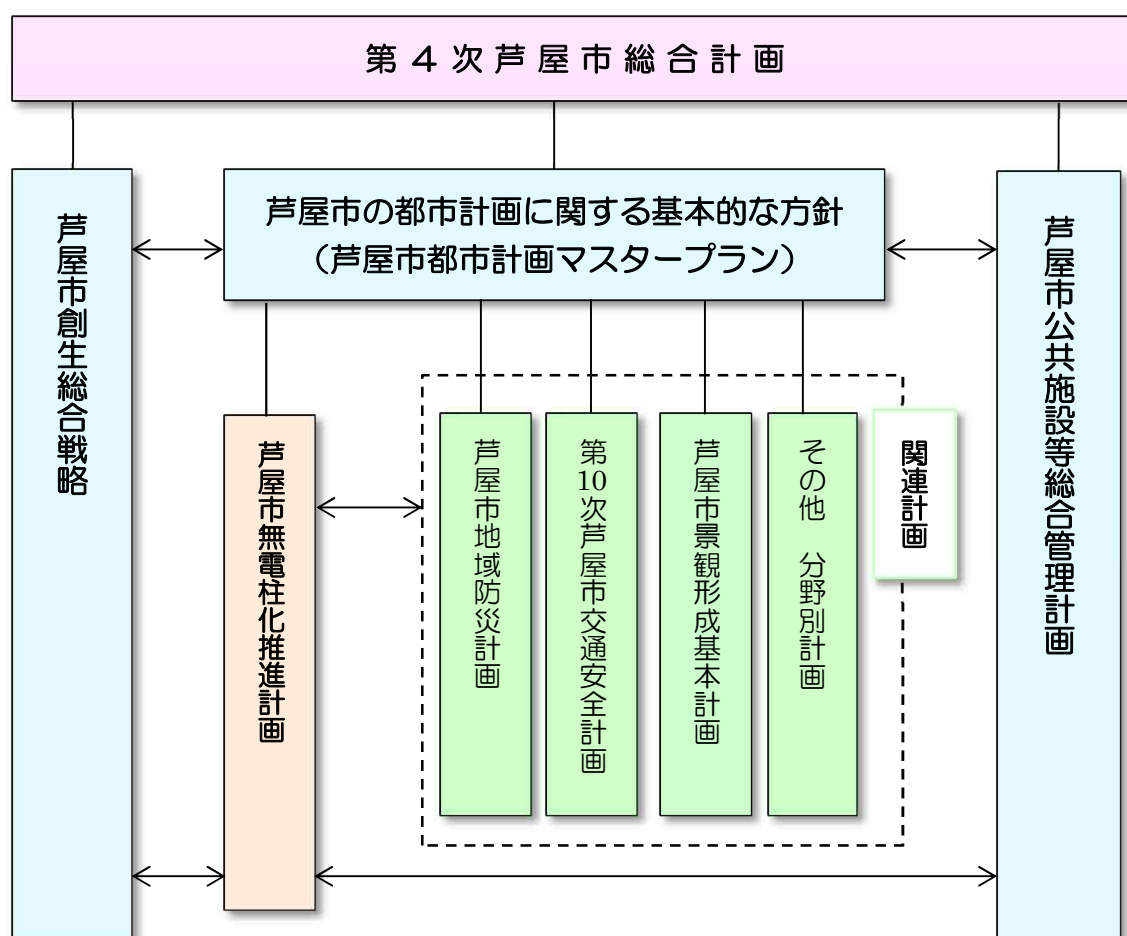
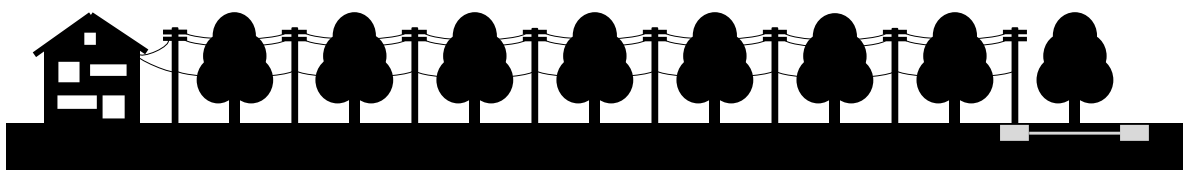


図-1 計画の位置づけ

(2) 整備の方針



(2) 整備の方針

1. 無電柱化の仕組み

無電柱化を図る方式を図-2に示します。

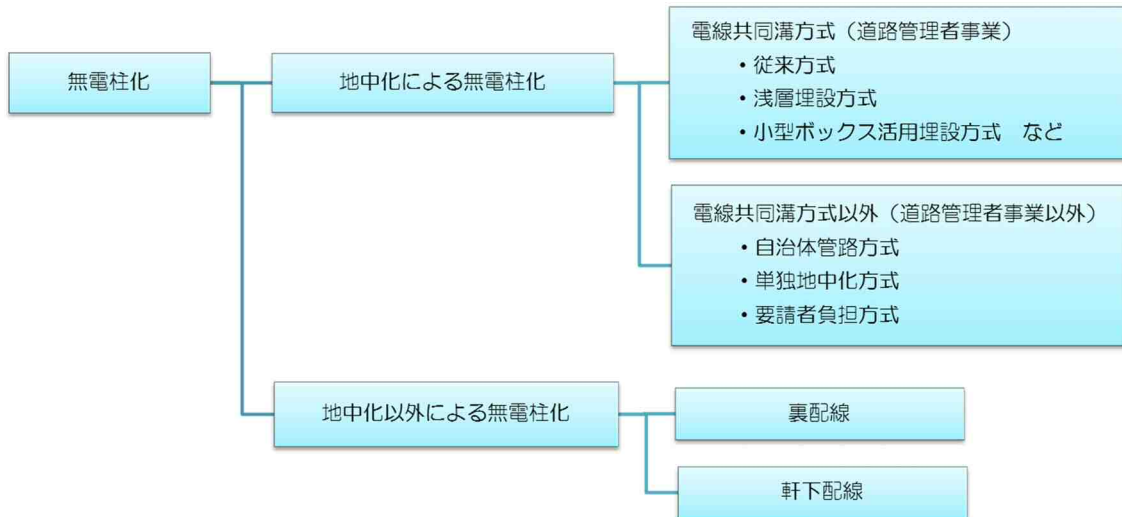


図-2 無電柱化の方式

「電柱・電線のないまち」を目指す本市においては、すべての道路から電柱・電線をなくす必要があるため、電線共同溝方式による地中化を基本とします。

ただし、地域からの要望により早期に無電柱化を図る必要がある路線に対しては、地中化以外による無電柱化の実施についても検討します。

電線共同溝方式による地中化の概要を図-3に示します。

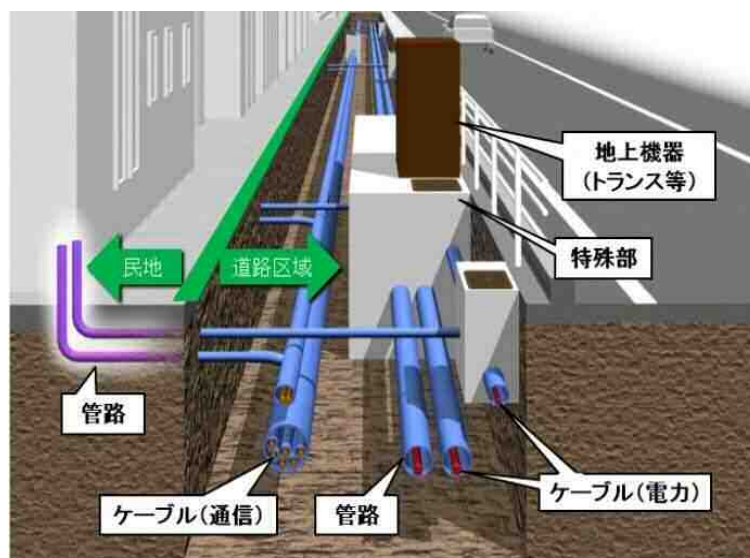


図-3 電線共同溝方式の概要 (出典：国土交通省ホームページ)

なお、「電線共同溝」とは、地上の電柱や電線を地下の空間に収容するための施設で、主に管路部、特殊部及び引込管等で成り立っています。

電線共同溝方式により無電柱化を図るには、歩道等に地上機器を設置する必要があります。一般的に歩道幅員が2.5m以上確保されていれば地上機器設置が可能であるとされています。

しかし、現在では、柱状型機器など様々な整備方式が提案されており、歩道がない道路での整備実績も報告されています。



無電柱化路線と未整備道路（船戸町）



地上機器（涼風町）



柱状型機器（海洋町）

2. 無電柱化の課題

無電柱化を図るうえで課題となるのは、コストの高さと事業期間の長さ、地上機器の設置場所です。

コストについては、図-4に示すように、電線管理者・国・地方公共団体が、およそ1/3ずつの費用を負担します。国土交通省では、電線共同溝方式による地中化に要する費用として、5.3億円/kmと示されており、その負担を軽減するためにも、より低コストな手法を検討していく必要があります。

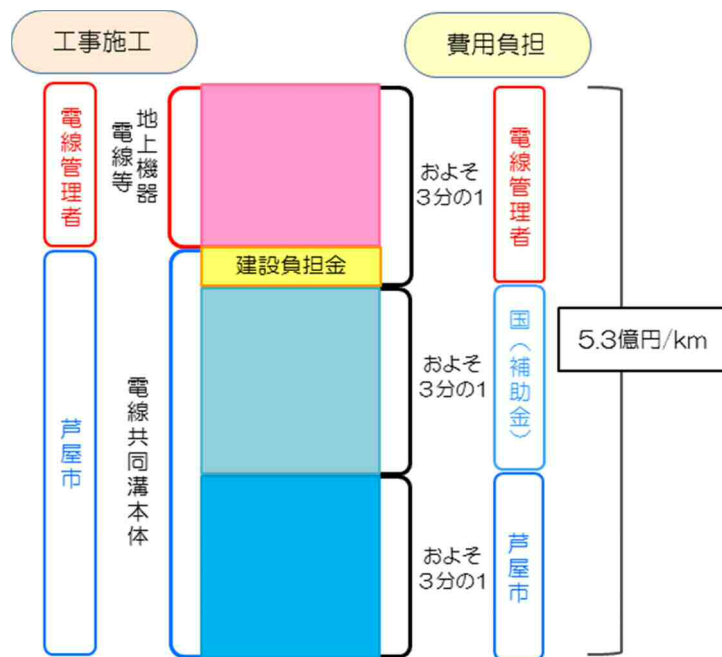


図-4 電線共同溝方式による負担区分(市道)

事業期間については、図-5のとおり計画・設計から電柱がなくなるまで約7年を要するとされています。沿道への負担を軽減するためにも、より効率的な取組を行い、早期に効果が発現できるように取り組む必要があります。

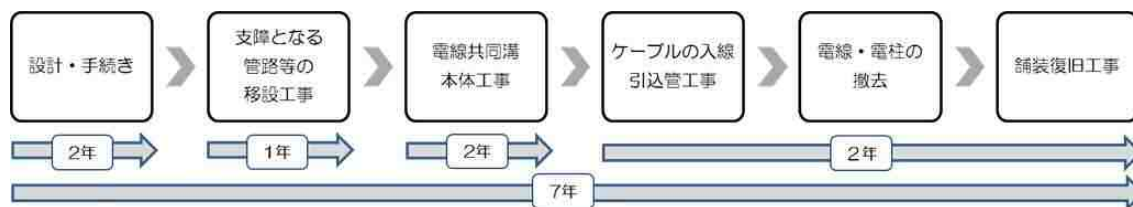


図-5 電線共同溝工事の流れ

地上機器については、電気事業者において技術研究が行われており、よりコンパクト化が図られると期待します。しかし、狭小な歩道もしくは歩道のない道路については、地上機器の設置場所を確保できないため、公園等の公共用地もしくは民有地に設置する工夫が必要となります。

3. 既存道路における無電柱化

既存道路のうち、優先して無電柱化を図る路線の選定にあたり、3つの方針を以下に示します。

方針1：安全・安心な道路空間の構築

緊急輸送道路など防災上の位置づけのある道路だけでなく、これらの道路から防災重要施設をつなぐ路線を「防災路線を補完する路線」として位置づけ、無電柱化を推進します。

方針2：美しい景観の形成

市民と共に創り上げてきた良好なまちなみ景観を、今後も継続して維持・保全するために無電柱化を推進します。

方針3：にぎわいの創出

芦屋に住む人、訪れる人がまちなかを散策し、住みたい、また訪れたいと思えるよう、高質な道路空間を創出する一環として無電柱化を推進します。

3-1 安全・安心な道路空間の構築

本市では、阪神・淡路大震災以後、その経験をもとに災害に強いまちづくりに取り組んできました。緊急輸送道路となる山手幹線街路事業、都市基盤となる土地区画整理事業（中央地区、西部第一地区、西部第二地区）、住環境整備事業（若宮地区）が実施され、また近年では、公共施設の耐震化や、下水道・上水道の耐震化、橋梁等の長寿命化修繕も継続して行われています。

加えて、無電柱化を実施することにより、災害時には早期に道路の通行が確保できることから、消防活動や救助活動が円滑になるだけでなく、各インフラ施設の早期復旧にも寄与します。

また、平常時においては、安全で快適な通行空間を確保することで、電柱がなくなることによる「通りやすさ」の効果は計り知れません。

市内における防災上の路線・施設を、表-1に示します。



緊急輸送道路（国道2号）



緊急輸送道路（山手幹線）

表-1 防災上の路線・施設

路線	緊急輸送道路	国道2号	国道43号	
		阪神高速神戸線	阪神高速湾岸線	
		県道東灘芦屋線	県道芦屋鳴尾浜線(※1)	
		山手幹線		
	防災重要路線	国道2号	国道43号	
		阪神高速神戸線	阪神高速湾岸線	
		県道奥山精道線(※1)	県道芦屋鳴尾浜線(※1)	
		山手幹線	朝日ヶ丘線(※1)	
		芦屋川左岸線(※2)	稻荷山線(※2)	
		芦屋山麓線(※2)	打出浜線	
		陽光海洋線	陽光涼風線(※1)	
	防災路線	山手線(※2)	芦屋中央線(※2)	
		川西線(※2)	防潮堤線	
		朝日ヶ丘線(※1)	宮川線(※1)	
		陽光涼風線(※1)	涼風線	
涼風緑地線		涼風南浜線		
南浜陽光線		南浜海洋線		
川西線(※2)		川東線(※2)		
生活循環軸	松浜線(※2)	稻荷山線(※2)		
	県道芦屋鳴尾浜線(※1)	打出浜線		
施設	防災中枢拠点	市役所及び消防本部		
	地域防災拠点	市内各小学校	山手中学校	
	広域避難場所	芦屋市霊園一帯	芦屋市総合公園	
	災害対応病院	市立芦屋病院	南芦屋浜病院	
		芦屋セントマリア病院		
	ヘリコプター 臨時離着陸場	奥池あそびの広場	芦屋市総合公園	
		芦屋中央公園		
着岸施設	南芦屋浜耐震強化護岸			

※1：路線の一部 ※2：一部未整備区間を含む
(平成29年3月 都市計画マスタープラン)
(平成29年度 芦屋市地域防災計画)
(平成29年度 兵庫県地域防災計画)

他に、関連計画における位置づけはないものの、防災上の重要な施設や、都市計画道路が未整備であるために重要施設に接続できないことを考慮し、以下の路線を「防災路線を補完する路線」として位置づけ、それぞれの道路管理者と連携し、無電柱化を図ります。該当する路線・施設を表-2に示します。

表-2 防災路線を補完する路線・施設

防災路線を補完する路線	
県道芦屋停車場線(※)	宮川線(※)
芦屋浜1号線	打出浜1号線
市道505号線(※)	市道508号線(※)
市道229号線(※)	市道240号線(※)
市道414号線(※)	市道233号線(※)
施設	
芦屋警察署	
芦屋消防署 高浜分署	芦屋消防署 東山出張所

※印は、路線の一部

また、奥池地区については、孤立化対策として移動経路を確保する必要性から、表-3に示す路線・施設を本計画において定め、それぞれの道路管理者と連携し、無電柱化を図ります。

表-3 防災路線を補完する路線・施設（奥池地区）

路線	
県道奥山精道線(※)	芦有ドライブウェイ(※)
市道700号線(※)	市道700-3号線(※)
施設	
芦屋消防署 奥池分遣所 奥池集会所(避難所)	
シスメックス(株)GCC(避難所)	

※印は、路線の一部

これらの考え方をもとに、対象となる路線について、安全・安心な道路空間を構築するために優先して無電柱化を図ります。(別図-2参照)

なお、緊急輸送道路のうち、山手幹線については既に無電柱化されており、国道2号・国道43号においても無電柱化が進められています。

また、緊急輸送道路においては、国道は平成28年4月から、県道は平成29年4月から、道路法第37条により原則として新しく電柱を建てるのが制限されています。

3-2 美しい景観の形成

本市の特色は、日本でも有数の緑ゆたかな美しい住宅地としての景観と、それらをつくりあげ育ててきた市民意識や生活文化の高さにあります。現在の良好な景観は、先人が長い時間をかけて培ってきたものです。

行政としても、住宅地としての美しい景観の形成をまちづくりの重点課題としています。平成21年に全市域を景観地区に指定したことをはじめ、平成24年4月には芦屋川沿岸を「芦屋川特別景観地区」に定めることにより、建築物及び工作物の形態意匠の制限を設け、良好な景観の形成を誘導しています。加えて、平成28年7月には独自の屋外広告物条例を施行し、屋上広告物の禁止や色彩の規制など、より高質なまちなみ景観の形成を目指しています。

美しい景観の形成には、民有地に対する規制だけでなく、公共施設における配慮や工夫が不可欠です。本市では公的な空間である道路において、公共サインの統一化をはじめ、河川景観に調和したデザインの橋梁や防護柵を設置するなど、景観に配慮した取組を推進し、行政として先導的役割を果たしています。今後の取組としては、芦屋市景観形成基本計画に基づき、景観阻害要素として位置づけている電柱・架空線などの整理・撤去が求められており、計画的な無電柱化の推進が必要となります。

本市の都市計画マスタープランにおいては、都市景観形成の方針として、以下の項目が挙げられています。

- ・ 芦屋川沿いの景観保全（芦屋川特別景観地区）
- ・ 宮川の河川空間を生かした街路景観の創出
- ・ シンボルロードの景観形成
- ・ 市街地に潤いを与える街路景観の形成
- ・ 緑豊かな道路景観保全及び形成



芦屋川特別景観地区（業平町・前田町）

また、芦屋市景観計画には、景観計画重点地区として、以下の地区が指定されています。

- ・ 芦屋川沿岸地区（芦屋川特別景観地区）
- ・ 宮川沿岸地区
- ・ 山手幹線沿道地区
- ・ 南芦屋浜地区

これらの考え方をもとに、対象となる路線について、より良い景観形成のために、それぞれの道路管理者と連携し、優先して無電柱化を図ります。（表-4、別図-3参照）

表-4 景観上の路線

芦屋川沿いの景観保全	芦屋川右岸線	芦屋川左岸線（※2）
宮川の河川空間を生かした街路景観の創出	県道芦屋停車場線（※1）	宮川線（※1）
シンボルロードの景観形成	芦屋中央線	
市街地に潤いを与える街路景観の形成	国道2号	
	山手幹線	鳴尾御影線
	防潮堤線	松浜線（※2）
緑豊かな道路景観保全及び形成	川東線（※2）	稲荷山線（※1 ※2）
	県道芦屋停車場線（※1）	宮川線（※1）
	芦屋山麓線（※2）	朝日ヶ丘線
景観計画重点地区	稲荷山線（※1 ※2）	鉄道沿西線
	芦屋川右岸線	芦屋川左岸線（※2）
	県道芦屋停車場線（※1）	宮川線（※1）
	山手幹線	阪神高速湾岸線
	県道芦屋鳴尾浜線（※1）	県道東灘芦屋線
	陽光海洋線	陽光涼風線
	涼風線	涼風緑地線
	涼風南浜線	南浜陽光線
	南浜海洋線	

※1：路線の一部 ※2：一部未整備区間を含む
 （平成29年3月 都市計画マスタープラン）
 （平成27年4月 芦屋市景観計画）

3-3 にぎわいの創出

本市の特徴を活かした魅力あるまちづくりに取り組み、芦屋の魅力をさらに高め、発信していくことを基本とした計画として「芦屋市創生総合戦略」を平成28年3月に決めました。「芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・育てるため、景観誘導施策をさらに進める」ことを重点施策の一つとしており、具体的な事業として、無電柱化の実施が挙げられています。

芦屋市創生総合戦略における具体的な取組として、JR芦屋駅から阪神芦屋駅の間において、統一されたまちなみによるにぎわいの創出が計画されており、その1つとして、芦屋市公共サイン計画に基づく統一されたサイン整備が行われています。

図-6に示す芦屋市公共サイン計画のモデル路線には、市街地再開発事業として事業化されたJR芦屋駅南地区も含まれており、公共サインの整備と併せ、無電柱化を図ることにより、より一層まちの魅力を高め、まちのにぎわいを創出します。

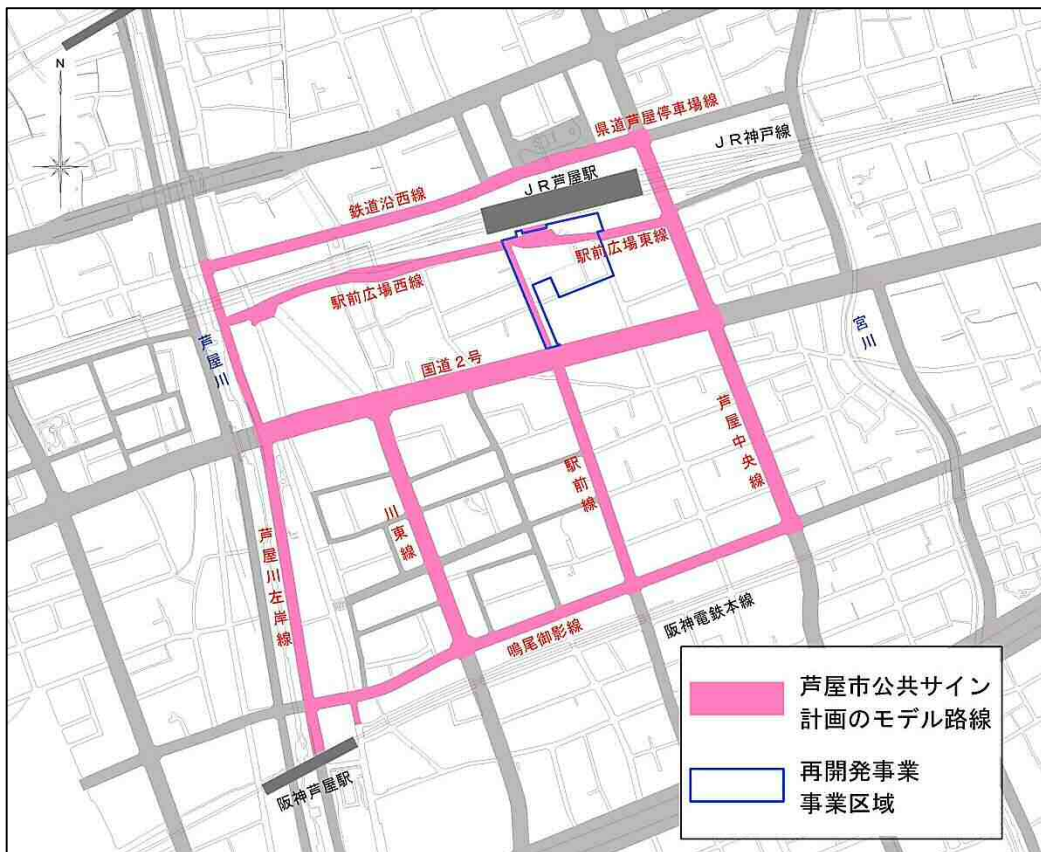


図-6 芦屋市公共サイン計画のモデル路線

3-4 優先路線の選定

前述（(2) 3. 3-1～3-3）の3つの方針に該当する路線を優先路線として定め、計画的に無電柱化を図ります。（別図-4参照）

それ以外の道路については、優先路線の整備後に、順次、無電柱化を図ることとします。



駅前線の桜並木（茶屋之町）



芦屋中央線（上宮川町）

4. 道路の新設・拡張や面的整備に伴う無電柱化

未整備や一部未整備区間がある都市計画道路については、街路事業等の事業化により新設・拡張を行う際に、無電柱化を図ります。

また、土地区画整理事業・市街地再開発事業等の面的整備事業において市道を新設・再整備する際にも、無電柱化を図ります。

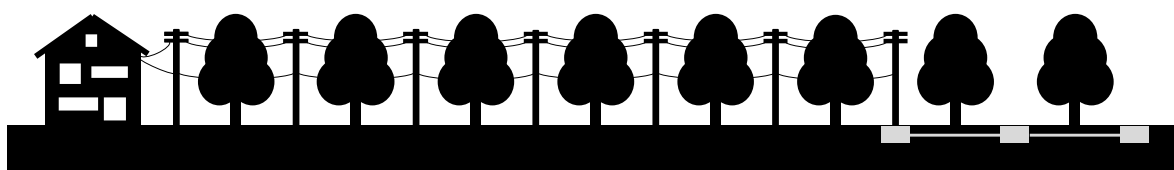


JR 芦屋駅南地区再開発事業の予定地（業平町）

5. 住民要望による無電柱化

地域住民より無電柱化の要望が高まり、地上機器の設置場所等、無電柱化に関する課題が解決する際には、事業手法等を検討のうえ、無電柱化を図ります。

(3) これまでの整備実績



(3) これまでの整備実績

1. 芦屋市内の状況

芦屋市内の道路は、市道のほか国道が2路線（国道2号、国道43号）、県道が4路線（奥山精道線、芦屋停車場線、芦屋鳴尾浜線、東灘芦屋線）及び民間有料道路（芦有ドライブウェイ、阪神高速道路）、私道により構成されています。これらの道路は、それぞれの道路管理者により管理・改修がなされており、無電柱化についても、それぞれの道路管理者によって整備されています。

芦屋市内の道路延長及び無電柱化の状況を表-5に示します。

表-5 道路延長と無電柱化の状況（平成30年4月現在）

	道路延長 (km)	無電柱化延長 (km) ※1	無電柱化率 (%)	無電柱化に 取り組む延長 (km) ※2
芦屋市内の道路	234.50	34.30	14.6	187.75
国道	4.56	3.48	76.3	1.08
県道	8.53	0.27	3.2	6.65
有料道路 ※4	2.69	0.00	0.0	2.69
市道	※3 218.72	30.55	14.0	175.72

※1 無電柱化延長＝無電柱化に着手した道路延長

※2 無電柱化に取り組む延長＝現在電柱が建っている道路のうち、未着手の道路延長

※3 県道との重複部分は除く。

※4 阪神高速道路は除く。

★市道の無電柱化率 14.0%

★無電柱化に取り組む市道の割合 80.3%

本市における市道の無電柱化率は14.0%となっており、全国の市町村において最も高い水準となっています。

Column

市内には、沿道に建物がなく、電柱のない道路が5.7%（12.45km）あります。

例：芦屋川右岸線、芦屋川左岸線、あゆみ橋 など

これらの道路は、無電柱化を図る必要がないこととなります。

2. 市道の無電柱化の実績

2-1 六麓荘地区

芦屋市内の道路における無電柱化の取組は、昭和3年に株式会社六麓荘が、宅地開発で設けた道路の地中に電気・通信ケーブルを直接埋設し、供給を図ったことが最初です。しかし、その後の供給戸数の増加や電力・通信需要の増大により、上空による供給が行われていました。

開発当初より私道として地区住民により維持管理されていましたが、平成5年に道路が市に移管され、平成7年から実施された公共下水道事業に併せ、単独地中化方式により再整備が図られ、平成20年度に無電柱化が完了しました。



六麓荘のまちなみ（六麓荘町）

2-2 南芦屋浜地区

兵庫県企業庁による埋め立て造成事業において誕生した本地区は、平成8年に策定された地区内の土地利用基本計画において、都市景観上の配慮に加え、災害に強いまちづくりという視点から、無電柱化を図るまちづくりの方針が示されました。

平成9年には、開発事業者である兵庫県企業庁と芦屋市、電気事業者、ケーブルテレビ事業者の4者で、電線類を共同で地中化することについて協定を締結し、地区内の開発は無電柱化で進められています。



南芦屋浜地区のまちなみ（南浜町）

2-3 山手幹線

路線延長2.4km、幅員22mの都市計画道路である山手幹線では、平成5年の事業着手時より全線において無電柱化を図る方針が示されました。電線共同溝方式による整備が進められ、平成22年度に事業が完了しています。



山手幹線（翠ヶ丘町）

2-4 その他

上記の他、市街地再開発事業（JR芦屋駅北地区）、土地区画整理事業（中央地区、西部第一地区、西部第二地区）、街路事業（川西線）、宅地開発事業（松韻の街）において無電柱化が図られています。

また、民間による宅地開発においても、部分的に無電柱化が図られている道路があります。



再開発事業で整備されたウポルテ周辺（船戸町）



区画整理事業で整備された川東線
（公光町・大柗町）



松韻の街（高浜町）